

クリーンセンター滋賀の管理運営に係る基本方針(案)

I. 基本方針策定の趣旨

- クリーンセンター滋賀(以下「センター」という。)は、県内産業廃棄物の適正処理を実現し、資源循環型社会形成の一翼を担う役割を果たすとともに生活環境の保全と地域産業の発展に寄与することを目的とし、県下唯一の産業廃棄物管理型最終処分場として平成 20 年 10 月に開業した。

しかし、開業時は受入量、収入ともに当初計画を大きく下回り、極めて厳しい経営環境にあったことや経営状況が概ね改善された後は、搬入量が急増し、埋立容量の逼迫を招く等運営において、その時々で様々な課題が生じたため、県は段階を踏んでセンターの経営改善、安定的な経営基盤の確保および埋立量の適正な管理を行うこと等を目的に基本方針を策定してきたところである。

- 現在の基本方針が令和 3 年度で終了すること、また開業から 15 年間とした埋立期間が令和 5 年 10 月に終了を迎えることから、県は、センターが引き続き安定的な経営基盤の確保や搬入量の適正管理、埋立期間終了後の適切な維持管理等を行うことを目的に、埋立期間の終了および借地である埋立処分場地の返還を見据えた植樹・施設管理計画等への対応を進めていく今後 5 年間の管理運営に係る基本方針を新たに策定する。

なお、滋賀県環境事業公社(以下「公社」という。)においては、この基本方針に基づき、新たな中期経営計画(令和 4 年度～令和 8 年度)を策定することとする。

II. これまでの経過

- センターは、平成 20 年 10 月に「自然と生活環境を守る」、「産業を支え、循環型社会形成の一翼を担う」、「安全・安心な社会を支える」、「開かれた施設運営を行う」、「実践による廃棄物研究を進める」といった 5 つのこだわりで事業活動を創造し、社会貢献を果たすため、県下唯一の産業廃棄物管理型最終処分場として開業した。
- センター開業当時から受入量、収入ともに当初計画を大きく下回り極めて厳しい経営環境にあったことから、経営の改善を図ることを最優先課題とし、県は資金的援助を行い、公共関与を強化した。

- 平成 22 年度には、県行政経営改革委員会の提言を基に設置した「クリーンセンター滋賀経営改革方針検討委員会」から目指すべき姿の報告を受け、経営体質の改善を図り、安定的経営基盤を確保することを目的とした基本方針を策定(H23.10)し、取組を実施してきた。
- 公社においては、県の基本方針を踏まえ、中期経営計画を策定(H24.3)し、受入廃棄物量の確保や人件費削減等の経営改善に取り組んできた。あわせて、県からの出えん金の支援により、平成 23 年度以降、経常収支が黒字となり、債務超過も解消した。
また、平成 26 年2月には、公益法人制度改革を踏まえ、公益財団法人へ移行した。
- 平成 29 年度には、県が新たに策定した基本方針に基づき、公社は中期経営計画を策定(H29.3)し、施設運営の安定化に取り組んできた。なお、令和 2 年度において中期経営計画の目標はいずれも達成している。
- 平成 30 年度から令和元年度にかけては、埋立容量を拡張するための最終となる第4期施設整備工事を実施し、当初の計画である 130 万m³(うち廃棄物 90 万m³)の埋立容量の確保を行った。

III. 現状と課題

- センターにおいては、開業以降令和2年度末までの間、県内事業所等から排出される産業廃棄物総計約 57 万トンの適正処理を行ってきたところであり、県民の生活環境の保全や地域社会および産業の健全な発展、ひいては、地域における循環社会の形成に寄与してきたところである。
- さらに原因者不明の不法投棄された廃棄物の受け入れを行い、安全、安心な社会を支えることに努めてきた。
- 埋立期間終了後は維持管理費等に多額の経費が見込まれることから、令和5年 10 月の埋立期間終了を見据え、埋立容量を鑑み、搬入量の適正な管理を行い、収入の確保に努める必要がある。

- 平成27年頃に埋立処分場内のガス抜管から発生する硫化水素が高濃度となり、臭気が処分場外に流出したことから発生抑制対策等に努めてきた結果、一定収まってきたが、今後も引き続き流出防止のため対策を講じていく必要がある。
- また、近年の長雨や集中豪雨による浸出水量の増加が懸念されることから、リスク低減を目的に水処理施設の処理能力を増強したところであり、引き続き適正な水質の維持管理に努めることが必要である。
- 埋立期間終了後の借地である埋立処分場地の返還を見据えた対応について、具体的な計画等を作成する必要がある。
- 引き続き、地元区および地元市の理解・協力のもと、事業を進めることが重要である。

IV. 県の基本方針

センターは、県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場として県内産業廃棄物の適正処理や資源循環型社会形成の一翼を担う役割を果たすとともに地域産業の発展に寄与する目的で設置され、県としては公社により確かな経営が図られるよう、公社が抱える課題を踏まえ、その課題解決に即した基本方針を策定してきたところである。

開業時の極めて厳しい経営環境にあった際は、公社の経営改善にあたって、「経営改善に関する不断の努力を継続させながら県が必要最低限度の資金的支援を行う」とすることを、また、経営状況が概ね改善された後は、安定的な経営基盤の確保および埋立量の適正な管理を行うこと等を目的にセンターを「大切な資産として長く大事に使う」ことをそれぞれ県の基本姿勢としてきた。

今回は、埋立期間終了に伴う、埋立処分場地の返還を見据え、「大切な資産を最後まで有効活用し、住民が安心のもと維持管理を進める」ことを基本姿勢とする。

上記の基本姿勢を踏まえ、今後のセンター管理運営に係る基本方針は次のとおりとする。

1. 公社による新たな中期経営計画の策定

○ 公社の主体性と責任において、引き続き、センターの安定的な経営基盤の確保と埋立容量の適正な管理および埋立期間終了後の維持管理を適切に行うため、以下の項目について具体的な実施策を明記した新たな「中期経営計画」を策定するものとする。

なお、策定にあたっては、埋立期間終了および埋立処分場地の返還を見据えた計画とすることとし、令和4年度からの5年間を対象とする。

①埋立容量の適正な管理

・県内産業廃棄物の発生量、現況および近隣最終処分場の状況等を見定め、受入量の管理を徹底すること。

また、これまで「地域協働原状回復事業」での不法投棄廃棄物の処分を年間200トンを限度に受け入れられてきたが、不法投棄の誘発等を防ぐためにも限度容量にとらわれず、できるだけ積極的に受け入れを行うこと。

②地元住民が安心して暮らせる施設管理

・埋立処分場内のガス抜管から発生する硫化水素流出防止対策および適正な水質の維持管理など地元住民に信頼される環境保全対策に引き続き努めること。

③埋立期間終了後の埋立処分場地の返還を見据えた対応

・埋立期間終了後は、一定の期間を設け、最終覆土の後、植樹等を行い、埋立処分場地の返還を行うこととしているため、下記について調査、対応を進めていくこと。

▶具体的な植樹等の計画

▶既存の管理用道路、建築物、設備等の廃止等の取り扱い

④埋立期間終了後のセンターの運営方針の検討

・埋立期間終了後は処分料収入がなくなることから、効率的な運営を行うこと。

2. 実効性の確保

- 計画の策定にあたっては、県内産業廃棄物の発生量、現況および近隣最終処分場の状況等を踏まえた収支見通しに基づく明確な数値的経営目標と埋立容量の管理目標を設定する。また、計画の遂行にあたっては、的確な進行管理を実施することで、計画の実効性を確保する。

3. 公社の経営安定化に向けた努力と県の管理運営および資金的支援の継続

- センターにおいては、埋立期間終了までの間は効率的な経営が必要とされることや、住民が安心のもと埋立処分場地の返還および処分場廃止までの維持管理を行うことが不可欠であるため、引き続き県は公社と連携し、管理運営に対し支援を行っていく。
- 公社は、今後のセンターの管理運営にあたっては、引き続き、経常事業収支における自律確保を基本原則とし、県は、開業経費に係る償還金に対して資金的支援を継続する。

V. 将来的な行政課題への対応

本県の産業廃棄物管理型最終処分場を取り巻く状況を将来的な視点で捉えた場合、次に示す点が課題とされているところである。

- 令和5年10月の埋立期間終了後の施設の維持管理については、地元区・市の理解・協力のもとに住民が安心して暮らせるよう環境保全対策を適切に行いセンターの維持管理を進めていかなければならない。
また、埋立処分場地を返還することから、一定の期間において返還にあたっての諸条件を満たすよう対応を進めていくとともに、返還後はセンターの事業が縮小するため実施体制の方向性も含め、県と公社で十分に検討する必要がある。
- センターの埋立期間終了後は「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性として、県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備を行わないこととした(令和2年1月20日)」ことから、県内の管理型産業廃棄物最終処分場がないことによる影響を考慮し、

県は次の項目を主とした支援等の方策を検討する必要がある。

- ① 産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発および施設設備の整備を行う県内事業者等への支援や当該研究開発を通じて開発・改良された製品の販路開拓を推進するため、産業廃棄物減量化支援事業を継続して実施するとともに、さらに ICT 技術等を活用し、廃棄物の分別やりサイクル体制の高度化に取り組む事業者に対し、新たな支援の検討を行う。
- ② 県内の排出事業者等の事業活動に対する影響が小さくなるよう、処分先の情報提供等について必要な支援を実施する。
- ③ 民間事業者において管理型産業廃棄物最終処分場の整備が今後計画された場合は、その内容に応じて、県として情報提供・助言等の必要な支援を実施していく。
- ④ 産業廃棄物の不適正処理事案は大幅に減少してきているものの、早期発見・早期対応のためのパトロールや協力事業者による通報体制等により、不法投棄等を許さない環境づくりに取り組んでいく。

(参考:施設概要)

施設	産業廃棄物管理型最終処分場
設置者	公益財団法人滋賀県環境事業公社
所在	滋賀県甲賀市甲賀町神645番地
全体埋立容量	130万m ³
廃棄物埋立容量	90万m ³
埋立計画期間	15年間(平成20年10月30日供用開始)
受入廃棄物	滋賀県内の事業所から排出される産業廃棄物

(これまでの経過)

	施設整備関係	経営改善関係
平成3年8月	「第3次滋賀県産業廃棄物処理基本計画」を策定。公共関与による処分場確保方針を明示。県下5か所での設置可能性について検討着手。	
平成4年5月	旧甲賀町、旧土山町および地元との協議開始	
平成8年3月	埋立容量 130 万m ³ 、埋立期間 15 年で地元と覚書締結	
平成 10 年度	環境影響評価を実施(~15 年度)	
平成 15 年度	旧甲賀町と協定締結	
平成 16 年度	旧土山町および地元との協定締結	
平成 17 年度	施設整備工事着手	
平成 19 年度	施設整備完了	受入対象廃棄物の大幅な減少に伴う採算見込の大額な下方修正により、県が公共関与を強める方針表明。開業後3年間の受入実績を見た上で改善方針を策定することとされた。(19年12月議会)
平成 20 年度	供用開始(10月30日)	出えん金拠出開始
平成 21 年度		県行政経営改革委員会提言、「平成 22 年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業休止も含め経営のあり方を抜本的に見直すこと」
平成 22 年度		上記提言を受け、クリーンセンター滋賀経営改革方針検討委員会より知事へ報告(3月)
平成 23 年度		年度経常収支の黒字確保、債務超過を解消
平成 24 年度	第2期施設整備工事着手(~25 年度)	
平成 25 年度	公益財団法人へ移行(平成 26 年2月3日)	
平成 26 年度		
平成 27 年度		累積欠損解消
平成 28 年度		
平成 29 年度	第3期施設整備工事着手、完了	
平成 30 年度	第4期施設整備工事着手(~元年度)	
令和 1 年度	水処理施設増強工事着手 (~2 年度)	
令和 2 年度		
令和 3 年度		